

区長の予算決定権拡大に伴う財源配分

資料2

第8回「新たな区」移行プロジェクト会議資料(区予算関連抜粋)

区分ごとの予算決定権

区分	予算決定権 ※1		24年度予算額 (歳出)	
	旧	新		
①区CM義務的経費 説明 ・区CMに、事業における指揮監督権がある ・予算決定における裁量がない	局長	局長	565億円	局へ財源配分
②区CM自由(一部限定的※3含む)経費 説明 ・区CMに、事業における指揮監督権がある ・予算決定において自由度(一部限定的含む)がある ・局において事業実施するもの	局長	区CM ※2	166億円	局へ財源配分 (区単位で管理)
③区長自由経費 説明 ・区長に、事業における指揮監督権がある ・予算決定における裁量がある ・区において事業実施するもの	区長	区長	50億円	区へ財源配分
※1 一義的な予算編成権限のこと、最終的な権限は市長にある ※2 予算は局に帰属する ※3 法の定めや市の計画などで実施が義務づけられているが、事業手法や事業量などの決定に自由度があるもの			合計	781億円